

市町村コード					
0	2	2	0	1	2

指 定 番 号						



貴事業所の特別徴収義務者
指定番号をご記入ください。

令和7年度

市民税・県民税・森林環境税 特別徴収のしおり

—— お問い合わせ先 ——

青森市 市民税課 特別徴収チーム

〒030-0801
青森市新町一丁目3番7号
TEL (017) 734-5197
FAX (017) 734-5190
<http://www.city.aomori.aomori.jp>

ページ	目次
1	特別徴収税額の納入取扱金融機関等
2～3	特別徴収の取扱いについて
4	退職所得に係る市民税・県民税の特別徴収について
5～6	税額の計算方法
7	異動届出書等の提出について
8～10	異動届出書記入例Ⅰ（特別徴収継続） 異動届出書記入例Ⅱ（一括徴収） 異動届出書記入例Ⅲ（普通徴収）
	異動届出書 ※用紙は青森市のホームページ(URLはP7に掲載)からダウンロードできます。
	特別徴収義務者の所在地・名称変更届出書 ※用紙は青森市のホームページ(URLはP7に掲載)からダウンロードできます。
	特別徴収への切替依頼書 ※用紙は青森市のホームページ(URLはP7に掲載)からダウンロードできます。

特別徴収税額の納入取扱金融機関等

市内の各金融機関等の本・支店をご利用ください。

（青森みちのく銀行・青い森信用金庫・青森県信用組合・東北労働金庫・北日本銀行・岩手銀行・秋田銀行・青森農業協同組合・東日本信用漁業協同組合連合会・青森市役所（本庁舎：中央情報コーナー、駅前庁舎：会計課、柳川庁舎：柳川情報コーナー、浪岡庁舎：出納室）・各支所・西部情報コーナー・東岳情報コーナー・高田情報コーナー・油川情報コーナー・荒川情報コーナー・横内情報コーナー）

※納入場所については、年度内に変更となる場合もありますので、ご了承ください。

上記金融機関等を利用できない場合は、ゆうちょ銀行各店または郵便局をご利用ください。

※ゆうちょ銀行各店または郵便局を利用される場合は、特別徴収納入書表紙裏面の「指定通知書」を第一回の納入のとき、利用されるゆうちょ銀行の各店名または郵便局名を記入のうえ提出してください。

（前年度から引き続き利用される場合は、本年度も利用できますので、改めて提出する必要はありません。）

<納入書の取扱いについてのお願い>

納入書はOCR（光学式文字読取装置）により読み取りますので、折り曲げたり、破いたり、汚したりしないでください。

特別徴収の取扱いについて

この事務処理にあたっては、次の説明をご覧のうえお取扱いただきますようお願いします。

1	市民税・県民税・森林環境税の特別徴収とは	給与の支払者が毎月給与を支払う際に、納税者が納めなければならない市民税・県民税・森林環境税を給与から差し引いて納税者個人に代わって納入する制度です。税額は、6月分から翌年5月分までの12回に分割されます。(年税額5,000円以下は1回で徴収されます。)
2	特別徴収義務者とは	特別徴収によって市民税・県民税・森林環境税を徴収し、かつ納入する義務を負う者をいいます。 特別徴収義務者は、「 特別徴収税額の決定・変更通知書 」に記載された月割額を毎月の給料から差し引いて、翌月10日までに納入していただくことになります。
3	特別徴収されるかた	令和7年1月1日現在青森市に住所があり、引き続き給与の支払を受け、令和7年4月1日現在給与の支払を受けているかたです。 なお、令和7年1月2日以後に市外へ転出された場合でも、令和7年度分は青森市に納入していただくことになります。
4	徴収の方法	徴収にあたっては、「 特別徴収税額の決定・変更通知書 」により6月分から翌年5月分までの月割額を毎月の給与を支払う際に徴収してください。(月割額の6月分とは、6月中に支払う給与から徴収するという意味です。)
5	納入の方法	各納税者から徴収した月割額の合計額を、「納入書」によって、翌月10日までに納入してください。ただし、翌月10日が日曜日・祝日に該当する場合は翌日、土曜日の場合は翌週の月曜日が納期限となります。 (1) 市内で納入するかたは、「特別徴収税額の納入取扱金融機関等」に納入してください。 (2) 市外から納入するかたで、ゆうちょ銀行各店または郵便局を利用される場合は、特別徴収納入書表紙裏面の「指定通知書」を第一回の納入のとき、利用されるゆうちょ銀行各店または郵便局へ提出してください。 (3) 市外から納入するかたで、ゆうちょ銀行各店または郵便局以外の金融機関を利用される場合は、青森市指定金融機関へ納入する手続きをお願いいたします。 青森市指定金融機関 受取人 〒030-0801 青森市新町一丁目3番7号 青森みちのく銀行青森市役所支店 青森市会計管理者 普通預金 95010
6	延滞金	特別徴収義務者が、納期限までにその徴収税額を納入されない場合は、延滞金を負担していただくことがありますので、ご注意ください。 なお、納入すべき市民税・県民税・森林環境税を納期限内に納入しなかった特別徴収義務者に対しては、地方税法第324条第3項(市町村民税の脱税に関する罪)、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律第23条(脱税に関する罪)において罰則規定が設けられています。

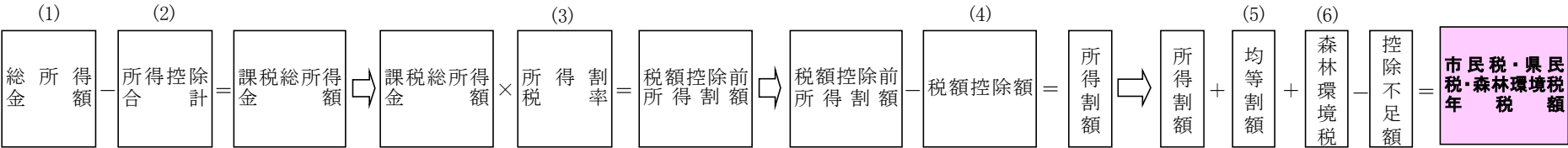
7	納 期 の 特 例 に つ い て	給与の支払を受けるかたが常時10人未満の事業所の場合は、「特別徴収税額納期の特例に関する承認申請書」を提出し承認を受けることにより次のように年2回で納入することができます。 ・6月分から11月分までに徴収した税額は……12月10日まで ・12月分から翌年5月分までに徴収した税額は……翌年6月10日まで なお、この場合でも月割額は毎月の給与から徴収してください。
8	(1) 税額の決定・変更通知書(特別徴収義務者用)について	特別徴収税額の決定・変更があった場合は、「 特別徴収税額の決定・変更通知書(特別徴収義務者用) 」をお送りしますので記載の月割額により徴収し納入してください。
	(2) 税額の決定・変更通知書(納税義務者用)について	税額の決定通知書については、特別徴収義務者(事業所)を経由し、各納税義務者(従業員)に対して5月31日までに税額を通知することになっています。 「特別徴収税額の決定・変更通知書(納税義務者用)」は個人ごと(1部に付き最大で3人分)に切り離したうえ、直ちに納税義務者(従業員)ご本人さまへ交付してください。 個人情報保護のため圧着加工しています。必ず納税義務者(従業員)ご本人さまが開封してください。
9	(1) 異動(退職・転勤等)したときの異動届出書について	納税義務者(従業員)が、退職又は転勤等により給与の支払を受けなくなった場合には、次の要領により処理してください。 ・異動が生じた場合は、「特別徴収に係る給与所得者異動届出書」に必要事項を記入し、翌月10日までに市民税課へ提出してください。なお、提出が遅れた場合、事務処理上税額の未納が発生することとなり、延滞金が生じることもありますのでご注意ください。 ・「一括徴収」の方法によらない退職者の残税額は、市が直接本人へ納税通知書及び納付書兼領収済通知書(普通徴収)を送付しますので、「特別徴収に係る給与所得者異動届出書」の給与の支払を受けなくなった後の住所欄は、できるだけ詳しく記入してください。
	(2) 一括徴収について	中途退職者の残税額は、次により処理してください。 ・6月1日から12月31日までの退職者……本人から申出があれば一括徴収してください。 ・翌年1月1日以後の退職者……転勤、再就職で特別徴収を継続する以外は、必ず一括徴収してください。 一括徴収した税額は、通常の月割額に加算し、納入書の「給与分」欄に記入のうえ納入してください。
	(3) 死亡時の徴収について	納税義務者(従業員)が亡くなられた場合は、残税額を一括徴収せず、普通徴収を選択し「特別徴収に係る給与所得者異動届出書」を提出してください。
10	eLTAX(エルタックス:地方税ポータルシステム)による電子申告、電子申請・届出について	給与支払報告書や給与所得者異動届出書をeLTAXにより自宅やオフィスからインターネットを通じて提出することができます。複数の地方公共団体へまとめて一度に送信でき、無料で利用できます。eLTAXを利用するためにはeLTAXのホームページから利用届出(新規)を行い、利用者IDを取得します。 また、「電子証明書」やICカードリーダーライター、パソコンなどが必要となります。 詳しくは、eLTAXのホームページ(https://www.eltax.lta.go.jp)をご覧ください。 ※個人の市民税・県民税の申告にはご利用できません。(R8.1からできるようになる)
11	給与支払報告書の光ディスク等による提出について	給与支払報告書を光ディスク等(CD、DVD)により提出することができます。 なお、データが読み込めない場合は、書面による提出をお願いすることがあります。
12	「特別徴収税額の決定・変更通知書」への審査請求について	送付された「特別徴収税額の決定・変更通知書」に不服がある場合には、通知書を受け取った日の翌日から起算して 3か月以内 に市長に対して審査請求をすることができます。
13	納 税 に 関 す る お 問 合 せ	○ 納税支援課 TEL(017)734-5208 (〒030-0801 青森市新町一丁目3番7号) ○ 浪岡振興部納税支援課 TEL(0172)62-1141 (〒038-1392 青森市浪岡大字浪岡字稲村101番地1)

退職所得に係る市民税・県民税の特別徴収について

退職所得に係る市民税・県民税は、所得税の退職所得の源泉徴収と同様に退職手当の支払の際に他の所得と分離して税額を計算し、納入していただくことになります。

1	特別徴収されるかた	退職所得に係る市民税・県民税は、退職手当等の支払を受けるかたに対し、退職手当等の支払を受けるべき年の1月1日現在に居住していた市町村において課税されます。 なお、退職手当等の支払を受けるべき年の1月1日現在に生活保護法の規定による生活扶助を受けているかた及び国内に住所を有しないかた並びに退職手当等の収入金額が退職所得控除額より少ないかたは課税されません。 また、死亡により支払われる退職手当等については相続税法の規定により、相続税の課税対象となりますので市民税・県民税は課税されません。												
2	税額計算の流れ	(1) 退職所得金額の算出 (市民税・県民税における退職所得金額の計算方法は、所得税と同様です。) 勤続年数によって退職所得控除額を算出します。 <table><tr><th>勤続年数</th><th>退職所得控除額</th></tr><tr><td>20年以下のとき</td><td>40万円×勤続年数(80万円に満たないときは80万円)</td></tr><tr><td>20年を超えるとき</td><td>800万円+70万円×(勤続年数-20年)</td></tr></table> ・勤続年数に、1年未満の端数があるときは切り上げます。 ・障害者になったために退職した場合は、控除額に100万円を加算します。 ① 一般退職手当等(②、③以外) 一般退職手当等の収入金額 1/2を乗じた額 退職所得金額 退職所得控除額 ② 特定役員退職手当等※1 特定役員退職手当等の収入金額 退職所得金額 退職所得控除額 ③ 短期退職手当等※2 短期退職手当等の収入金額 退職所得金額B ※4 1/2を乗じた額(300万以下) 退職所得金額A※3 退職所得控除額 《退職所得計算》①:退職所得金額=(収入金額-退職所得控除額)×1/2、②:退職所得金額=(収入金額-退職所得控除額)、③で退職所得控除後の残額が300万円以下の場合:①と同じ(Aのみ相当)、③で退職所得控除後の残額が300万円を超える場合:退職所得金額(AとBに相当)=150万円+(収入金額-(300万円+退職所得控除額)) ※1 退職手当等のうち勤続年数5年以下で法人税法上の役員、国会・地方議会議員、国家・地方公務員のいずれかの該当者に対しその勤続年数に対応する退職手当等として支払われるもの ※2 退職手当等のうち勤続年数5年以下で②に該当しない短期勤続年数に対応する退職手当等として支払われるもの ※3 300万円以下の部分 ※4 300万円を超える部分 (2) 税額の算出 退職所得金額 (千円未満の端数切捨) × <table><tr><th colspan="2">税率</th></tr><tr><td>市民税</td><td>県民税</td></tr><tr><td>6%</td><td>4%</td></tr></table> = 特別徴収すべき税額 市民税額 (百円未満の端数切捨) 県民税額 (百円未満の端数切捨)	勤続年数	退職所得控除額	20年以下のとき	40万円×勤続年数(80万円に満たないときは80万円)	20年を超えるとき	800万円+70万円×(勤続年数-20年)	税率		市民税	県民税	6%	4%
勤続年数	退職所得控除額													
20年以下のとき	40万円×勤続年数(80万円に満たないときは80万円)													
20年を超えるとき	800万円+70万円×(勤続年数-20年)													
税率														
市民税	県民税													
6%	4%													
3	納入方法	納税者から徴収した税額は、給与の特別徴収の月割額の分と同時に納入書で翌月10日までに納入してください。 なお、納入する場合には納入書の「退職所得分」欄に税額を記入し、特別徴収義務者が ①「法人」の場合・・・納入書裏面の「市民税・県民税納入申告書」欄に必ずその内訳を記入するとともに、「法人番号」についても記入してください。 ②「個人事業主」の場合・・・金融機関等は「個人番号」を扱うことができないため、金融機関へ提出分の納入書裏面の「市民税・県民税納入申告書」欄は記入しないでください。 この場合「市民税・県民税納入申告書」については納入書の後ろに用意しています予備の納入書を利用して作成し、「個人番号」を記入のうえ、別途市民税課に提出してください。 法人の取締役、監査役、理事、精算人、その他の役員のかたについては、「特別徴収票」を提出してください。												

税 額 の 計 算 方 法



- (注) 1 分離課税の所得がある場合は、計算方法が異なります。
2 「税額控除額」は、調整控除、配当控除、住宅借入金等特別税額控除、寄附金税額控除、配当割額・株式等譲渡所得割額の控除等の合計額です。
3 「控除不足額」は、所得割額より控除することができなかった配当割額・株式等譲渡所得割額の控除の額です。

(1) 総所得金額 前年の所得税法等の規定によって計算された金額

(2) 所得控除 総所得金額から差し引かれる金額(下表を参照)

雑 損 控 除	(損失額－保険金等で補てんされる額－総所得金額等の合計額×10%)または(災害関連支出の金額－5万円)のうちいずれか高い金額		
医 療 費 控 除	下記のいずれかを選択 ①従来の医療費控除 医療費の実質負担額－(10万円と総所得金額等の5%のいずれか低い金額)(限度額200万円) ②セルフメディケーション税制 特定一般用医薬品等購入費の実質負担額－12,000円(限度額88,000円)		
社 会 保 険 料 控 除	支払った社会保険料の金額及び給与から控除された社会保険料の金額の合計額		
小規模企業共済等掛金控除	小規模企業共済制度に基づく掛金または確定拠出年金法に基づく企業型年金加入者掛金または個人型年金加入者掛金若しくは地方公共団体が行う心身障害者扶養共済掛金の支払合計額		
生 命 保 険 料 控 除	新契約(平成24年1月1日以後に締結した保険契約)		旧契約(平成23年12月31日以前に締結した保険契約)
	支払金額	控除額	支払金額
	12,000円以下のとき	全額	15,000円以下のとき
	12,000円超32,000円以下のとき	支払金額の1/2＋6,000円	15,000円超40,000円以下のとき
	32,000円超56,000円以下のとき	支払金額の1/4＋14,000円	40,000円超70,000円以下のとき
	56,000円超のとき	28,000円(限度額)	70,000円超のとき
一般生命保険料、介護医療保険料及び個人年金保険料について、それぞれ上の算式により計算した控除額の合計額(限度額70,000円) 一般生命保険料または個人年金保険料については、新契約と旧契約の双方について控除の適用を受ける場合、新契約と旧契約それぞれ上の算式により計算した控除額の合計額(限度額28,000円)			
地 震 保 険 料 控 除	別表Ⅰをご覧ください。		
配 偶 者 (特 別) 控 除	別表Ⅱをご覧ください。		
扶 養 控 除	一般扶養親族		(昭和30年1月2日～平成14年1月1日生まれ) (平成18年1月2日～平成21年1月1日生まれ)
	特定扶養親族		(平成14年1月2日～平成18年1月1日生まれ)
	老人扶養親族	同居老親等以外	(昭和30年1月1日以前生まれ)
		同居老親等	(昭和30年1月1日以前生まれ)
	※16歳未満の扶養親族(平成21年1月2日以降生まれ)は扶養控除対象外です。		
障 害 者 控 除	260,000円(特別障害者の場合は300,000円、同居特別障害者の場合は530,000円)		
寡 婦 控 除	260,000円	基 礎 控 除	合計所得金額 2,400万円以下のとき
ひ と り 親 控 除	300,000円		2,400万円超2,450万円以下のとき
勤 労 学 生 控 除	260,000円		2,450万円超2,500万円以下のとき
			2,500万円超のとき

(3) 所得割の税率

市民税	6%	県民税	4%
-----	----	-----	----

別 表Ⅰ(地震保険料控除)

地震保険料控除	支払金額	控除額
	50,000円以下のとき	支払金額の1/2
	50,000円超のとき	25,000円(限度額)
	5,000円以下のとき	全額
	5,000円超15,000円以下のとき	支払金額の1/2＋2,500円
除	15,000円超のとき	10,000円(限度額)
	地震保険料、旧長期契約の両方がある場合は、限度額は25,000円	

別 表Ⅱ(配偶者控除及び配偶者特別控除)

合計所得金額が1,000万円以下であり、生計を一にする配偶者を有する場合で、その配偶者の合計所得金額が48万円以下の場合は、下表のとおり配偶者控除の金額。配偶者の合計所得金額が48万円超133万円以下の場合は、下表のとおり配偶者特別控除の金額。(ただし、配偶者が他の納税者の控除対象扶養親族とされるかた、青色事業専従者として給与の支払を受けるかた、または白色事業専従者となっているかたを除く。)

納税者本人の所得金額		900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下
配 偶 者 控 除	一般	33万円	22万円	11万円
	老人	38万円	26万円	13万円
配 偶 者 特 別 控 除	所 得 金 額	控 除 額		
	48万円超 95万円以下	33万円	22万円	11万円
	95万円超 100万円以下	33万円	22万円	11万円
	100万円超 105万円以下	31万円	21万円	11万円
	105万円超 110万円以下	26万円	18万円	9万円
	110万円超 115万円以下	21万円	14万円	7万円
	115万円超 120万円以下	16万円	11万円	6万円
	120万円超 125万円以下	11万円	8万円	4万円
	125万円超 130万円以下	6万円	4万円	2万円
	130万円超 133万円以下	3万円	2万円	1万円

(4) 税額控除

【調整控除】

納税者本人の合計所得金額が2,500万円以下の場合、下記の区分に応じた金額

○合計課税所得金額が200万円以下のかた

次の①と②のいずれか少ない額の5%（市民税3%、県民税2%）に相当する金額

①下表の控除の種類欄に掲げる控除の適用がある場合においては、同表金額欄に掲げる金額を合算した金額

②合計課税所得金額

○合計課税所得金額が200万円超のかた

①の金額から②の金額を控除した金額（5万円を下回る場合は5万円）の5%（市民税3%、県民税2%）に相当する金額

①下表の控除の種類欄に掲げる控除の適用がある場合においては、同表金額欄に掲げる金額を合算した金額

②合計課税所得金額から200万円を控除した金額

控除の種類		金額	控除の種類		金額		
基礎控除		5万円	納税者本人の所得金額		900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下
障害者控除	普通	1万円	配偶者控除	一般	5万円	4万円	2万円
	特別	10万円		老人	10万円	6万円	3万円
	同居特別	22万円					
			配偶者特別控除				
寡婦控除		1万円					
ひとり親控除	父	1万円	扶養控除	一般	5万円	老人	10万円
	母	5万円		特定	18万円	同居老親等	13万円
勤労学生控除		1万円					

【配当控除】

種 類	課税所得金額	1,000万円以下の部分		1,000万円超の部分	
		市民税	県民税	市民税	県民税
利 益 の 配 当 率		1.6%	1.2%	0.8%	0.6%
外貨建等以外の証券投資信託		0.8%	0.6%	0.4%	0.3%
外貨建等証券投資信託		0.4%	0.3%	0.2%	0.15%

【住宅借入金等特別税額控除】

平成21年から入居し、所得税において住宅ローン控除を受けていたかたのうち、住宅ローン控除限度額が所得税額より大きく、所得税から控除しきれない場合は、市民税・県民税（所得割額）から税額控除

【寄附金税額控除】

対象となる寄付金	都道府県、市町村または特別区に対する寄附金のうち特例控除の対象となる寄附金（ふるさと納税）	・都道府県、市町村または特別区に対する寄附金のうち特例控除の対象となる寄附金 ・青森県共同募金会に対する寄附金 ・日本赤十字社青森県支部に対する寄附金 ・青森県または青森市が条例により指定した寄附金
控除方式	①と②の合計額を税額控除 ①[寄附金－2,000円]×10% ②[寄附金－2,000円] ×[90%－(0～45%※)×1.021] ②の額については、市・県民税所得割の2割を限度	[寄附金－2,000円]×10%を所得割から税額控除（市民税6%、県民税4%）
控除対象となる額	2,000円を超える寄附金	2,000円を超える寄附金
控除対象上限額	総所得金額等の30%	総所得金額等の30%

※所得税の限界税率…寄附金に適用される所得税の最も高い比率（0%～45%）
・ふるさと納税ワンストップ特例制度が適用された場合は、所得税における控除額相当分が申告特例控除額として加算

【配当割額・株式等譲渡所得割額控除】

区 分	市民税	県民税
配当割額・株式等譲渡所得割額控除	3/5	2/5

(5) 均等割の税額

市民税	3,000円	県民税	1,000円
-----	--------	-----	--------

(6) 森林環境税（国税）

森林環境税	1,000円
-------	--------

◆市民税・県民税・森林環境税が課税されない人（市区町村によって基準が異なりますのでご注意ください）

- 次のかたは均等割及び所得割が課税されません。
①令和7年1月1日現在で生活保護法の規定により生活扶助を受けているかた
②未成年者（平成19年1月3日以降に出生したかた ※ただし婚姻されているかた、または婚姻されていたかたを除く。）、障害者、寡婦またはひとり親で、前年の合計所得金額が135万円以下のかた
- 次のかたは均等割が課税されません。
前年の合計所得金額が、同一生計配偶者と扶養親族の数に1を加えた数に31万5千円を乗じて得た金額に10万円を加算した金額（同一生計配偶者または扶養親族がある場合は、その金額に18万9千円を加算）以下のかた
- 次のかたは所得割が課税されません。
前年の合計所得金額が、同一生計配偶者と扶養親族の数に1を加えた数に35万円を乗じて得た金額に10万円を加算した金額（同一生計配偶者または扶養親族がある場合は、その金額に32万円を加算）以下のかた

異動届出書等の提出について

1	異動届出書について	(1) 納税者に異動があったときは、<u>必ず異動届出書を提出してください。特別徴収税額(月割額)が0円、5,000円のかたも提出が必要です。</u> (2) 異動届出書は、<u>異動の発生した月の翌月10日までに提出してください。</u> (3) 異動届出書は、該当者1名につき1枚を提出してください。 ・複数枚必要な場合は、用紙をコピーするか本市のホームページからダウンロードしてご利用ください。(URL及びダウンロードできる様式については、「4 申請書の配信サービスについて」をご覧ください。) ・記入の際は、徴収済みの最終月と徴収金額を今一度ご確認のうえご記入ください。 訂正のご依頼にお応えできない場合がございます。また、念のためコピー等控えを一部お手元に残しておかれることをお勧めします。 (4) 提出にあたって、<u>給与支払者が個人事業主の場合は個人番号の記入とあわせて、番号確認(個人番号カードなど)及び身元確認(運転免許証など)書類による本人確認が必要となります。</u>代理人が提出の場合は、本人の番号確認とあわせて代理人の身元確認及び代理権の確認(委任状など)が必要となります。郵送による提出の場合は、写しを同封していただくことになります。
2	特別徴収義務者の所在地・名称変更届出書について	所在地・名称・電話番号等変更があった場合は、すみやかに提出してください。
3	特別徴収への切替依頼書について	下記の条件全てに該当するときは、「特別徴収への切替依頼書」に必要事項を記入し提出することにより、特別徴収へ変更することができます。 条件 ①前年中の収入に給与収入があること ②普通徴収の納期限未到来分であること ※二重納付防止のため、必ずご本人あてに送付された市民税・県民税・森林環境税税額納付書兼領収済通知書のうち納期限が未到来の納付書を回収し、特別徴収への切替依頼書と併せて提出してください。 (納期限が過ぎたものは納付していただき、その領収書のコピーを添付してください。) ※過年度に該当する分は特別徴収へ切り替えることが出来ないのをご注意ください
4	申請書の配信サービスについて	「異動届出書」、「所在地・名称変更届出書」、「特別徴収への切替依頼書」は、青森市役所ホームページ 「くらし・環境」>「税金」>「個人住民税」>「個人住民税の特別徴収に関すること」">https://www.city.aomori.aomori.jp/トップページの「市民のかた」>「くらし・環境」>「税金」>「個人住民税」>「個人住民税の特別徴収に関すること」 からダウンロードすることができます。

※退職者の残税額についてはできるかぎり一括徴収するようにご協力ください。

令和7年度 市民税・県民税・森林環境税

給与支払報告書

特別徴収

に係る給与所得者異動届出書

処理事項	1.現年度	2.新年度	3.両年度
特別徴収義務者 指 定 番 号		1 8 0 0 0 0	
宛 名 番 号			7
この届出書 に 応 答 さ れ る か た	係・氏名	経 理 係 青 森 ○	
	電 話	(017) 734 - 1111	

記入例 I (特別徴収継続)

青 森 市 長 宛	給与支払者 (特別徴収義務者)	所在地または住所 〒 030 - 8555 青森市中央1丁目22番5号													宛 名 番 号					
令和 7 年 10 月 1 日提出	名称または氏名 青森市工業株式会社	法人番号または 個人番号(右づめ)	1	2	3	4	5	6	7	8	9	0	1	2	3	この届出書 に 応 答 さ れ る か た	係・氏名	経 理 係 青 森 ○	電 話	(017) 734 - 1111
給 与 所 得 者			(ア)		(イ)		(ウ)		異動 年月日		異 動		の 由		異 動 後 の 未 徴 収 税 額 の 徴 収 方 法					
フリガナ	アオモリ タロウ	特別徴収税額 (年税額)	円		徴 収 済 額		円		令和 7 年 9 月 30 日		1. 退 職 2. 転 勤 3. 休 職 4. 長期欠勤 5. 死 亡 6. 閉 鎖 7. ()		※1～6に該当しない場合は、7に具体的な理由をお書きください。 本人からの申出や事業所が税額を徴収していなかったなどの理由によって普通徴収へ切り替えることはできません。		1. 特別徴収継続 1欄に記入 (残税額を新しい勤務先で継続して徴収する場合) 2. 一括徴収 2欄に記入 (給与支払者が、残税額を退職時に一括して徴収し納入する場合) 3. 普通徴収 3欄に記入 (残税額は本人が納付書により納付する場合)					
氏 名	青森 太郎 (旧姓)	113,700			6 月分から 9 月分まで		円													
生年月日	平成 5 年 5 月 5 日																			
個人番号	1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 0																			
1 月 1 日 現在の住所	(必ず記入願います。) 〒 030 - 0822 青森市 中央二丁目〇番〇号																			
異 動 後 の 現 住 所	(給与の支払を受けなくなった後の住所) 〒 - 同上																			

◎異動があった場合は、翌月10日までに提出してください。なお、異動前に提出する場合は、(イ)欄の徴収済みの最終月と徴収金額の記入誤りに注意してください。

1. 特別徴収継続の場合は、次の欄にも記入してください。

フリガナ	カブシキガイシャ アオモリ〇〇
新 し い 給 与 支 払 者 (特別徴収義務者)	(特別徴収義務者指定番号 200000) (法人番号 3210987654321) 株式会社 青森〇〇
所 在 地 または 住 所	〒 030 - 0822 青森市中央一丁目〇番〇号 電話 (017) 734 - 〇〇〇〇
業 種	製 造 業
新勤務先へは月割額 9,400 円を 10 月分から徴収し 納入するよう連絡済みです。	
新しい受給者番号	〇〇〇〇〇〇 (必要な場合のみ記入)

2. 給与の支払を受けなくなった後の月割額(未徴収税額)を一括徴収する場合は、次の欄にも記入してください。

一 括 徴 収 の 理 由	1. 異動が令和 年12月31日までで、申出があったため(月 日申出) 2. 異動が令和 年1月1日以後で、特別徴収の継続の申出がないため	
徴 収 予 定 年 月 日	徴収予定額合計(上記(ウ)と同額)	徴収税額は 月分で納入します。 (月 日納期限分)
.	円	

3. 普通徴収の場合は、次の欄にも記入してください。

一括徴収しない場合、次のいずれかを選択してください。
1. 異動が令和 年12月31日までで、一括徴収の申出がないため
2. 令和 年5月31日までに支払われるべき給与または退職手当等の額が未徴収税額以下であるため
3. 死亡による退職であるため

※受け付けした控えが必要な場合は、届出書のコピー及び切手を貼った封筒を同封してください。

※退職者の残税額についてはできるかぎり一括徴収するようにご協力ください。

令和7年度 市民税・県民税・森林環境税

給与支払報告書

特別徴収

に係る給与所得者異動届出書

記入例 II (一括徴収)

青森市長宛 令和 7 年 10 月 1 日提出		(義 務 者 の 給 与 支 払 者) 特別徴収	所在地または住所	〒 030 - 8555 青森市中央1丁目22番5号												特別徴収義務者 指 定 番 号		1.現年度		2.新年度		3.両年度	
			名称または氏名	青森市工業株式会社												宛 名 番 号		1 8 0 0 0 0					
			法人番号または 個人番号(右づめ)	1	2	3	4	5	6	7	8	9	0	1	2	3	この届出書 に 応 答 さ れ る か た		係・氏名	経理係 青森〇		電 話 (017) 734 - 1111	
給 与 所 得 者				(ア)	(イ)			(ウ)			異動 年月日	異 動 の 由		異 動 後 の 未 徴 収 税 額 の 徴 収 方 法									
フリガナ		アオモリ タロウ		特別徴収税額 (年税額)		徴 収 済 額		未徴収税額 (ア) - (イ)		令和 7 年 9 月 30 日		1. 退職 2. 転勤 3. 休職 4. 長期欠勤 5. 死亡 6. 閉鎖 7. ()		※1～6に該当しない場合は、7に具体的な理由をお書きください。 本人からの申出や事業所が税額を徴収していなかったなどの理由によって普通徴収へ切り替えることはできません。		1. 特別徴収継続 1欄に記入 (残税額を新しい勤務先で継続して徴収する場合) 2. 一括徴収 2欄に記入 (給与支払者が、残税額を退職時に一括して徴収し納入する場合) 3. 普通徴収 3欄に記入 (残税額は本人が納付書により納付する場合)							
氏 名		青森 太郎 (旧姓)		円 113,700		円 6 月分から 8 月分まで		円 84,600															
生年月日		平成 5 年 5 月 5 日																					
個人番号		1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 0																					
1 月 1 日 現在の住所		(必ず記入願います。) 〒 030 - 0822 青森市 中央二丁目〇番〇号																					
異 動 後 の 現 住 所		(給与の支払を受けなくなった後の住所) 〒 - 同上																					

◎異動があった場合は、翌月10日までに提出してください。なお、異動前に提出する場合は、(イ)欄の徴収済みの最終月と徴収金額の記入誤りに注意してください。

1. 特別徴収継続の場合は、次の欄にも記入してください。

フリガナ	
新しい 給与支払者 (特別徴収義務者)	(特別徴収義務者指定番号) (法人番号)
所在地 または 住所	〒 - 電話 () -
業 種	
新勤務先へは月割額 _____ 円を _____ 月分から徴収し 納入するよう連絡済みです。	
新しい受給者番号	(必要な場合のみ記入)

2. 給与の支払を受けなくなった後の月割額(未徴収税額)を一括徴収する場合は、次の欄にも記入してください。

一括徴収 の 理 由	①. 異動が令和 年12月31日までで、申出があったため (9 月 20 日申出) 2. 異動が令和 年1月1日以後で、特別徴収の継続の申出がないため	
徴 収 予 定 年 月 日	徴収予定額合計(上記(ウ)と同額)	徴収税額は _____ 月分で納入します。 (10 月 10 日納期限分)
7 ・ 9 ・ 30	84,600 円	

3. 普通徴収の場合は、次の欄にも記入してください。

一括徴収しない場合、次のいずれかを選択してください。
1. 異動が令和 年12月31日までで、一括徴収の申出がないため
2. 令和 年5月31日までに支払われるべき給与または退職手当等の額が未徴収税額以下であるため
3. 死亡による退職であるため

※受け付けした控えが必要な場合は、届出書のコピー及び切手を貼った封筒を同封してください。

必ず右づめで記入してください。

※退職者の残税額についてはできるかぎり一括徴収するようにご協力ください。

令和7年度 市民税・県民税・森林環境税

給与支払報告書

特別徴収

に係る給与所得者異動届出書

処理事項	1.現年度	2.新年度	3.両年度
特別徴収義務者 指 定 番 号		1 8 0 0 0 0	
宛 名 番 号			7
この届出書 に 応 答 さ れ る か た	係・氏名	経理係 青森〇	
	電 話	(017) 734 - 1111	

記入例 Ⅲ(普通徴収)

青 森 市 長 宛	給与支払者 (特別徴収義務者)	所在地または住所 〒 030 - 8555 青森市中央1丁目22番5号													
令和 7 年 10 月 1 日提出	名称または氏名 青森市工業株式会社	法人番号または 個人番号(右づめ)	1	2	3	4	5	6	7	8	9	0	1	2	3
給 与 所 得 者			(ア)	(イ)			(ウ)			異動 年月日	異 動	の 由	異 動 後 の 未 徴 収 税 額 の 徴 収 方 法		
フリガナ	アオモリ タロウ	特別徴収税額 (年税額)	徴 収 済 額			未徴収税額 (ア) - (イ)									
氏 名	青森 太郎 (旧姓)	円	6 月分から 9 月分まで			円			令和 7 年 9 月 30 日	1. 退 職	※1～6に該当しない 場合は、7に具体的 な理由をお書きくださ い。	1. 特別徴収継続 1欄に記入 (残税額を新しい勤務先で継続し て徴収する場合)			
生年月日	平成 5 年 5 月 5 日		円			75,200				2. 転 勤	本人からの申出や 事業所が税額を徴収 していなかったなどの 理由によって普通徴 収へ切り替えることは できません。	2. 一 括 徴 収 2欄に記入 (給与支払者が、残税額を退職時 に一括して徴収し納入する場合)			
個人番号	1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 0	113,700	円			38,500				3. 休 職		3. 普 通 徴 収 3欄に記入 (残税額は本人が納付書により納 付する場合)			
1 月 1 日 現在の住所	(必ず記入願います。) 〒 030 - 0822 青森市 中央二丁目〇番〇号									4. 長 期 欠 勤					
異 動 後 の 現 住 所	(給与の支払を受けなくなった後の住所) 〒 - 同上									5. 死 亡					
										6. 閉 鎖					
										7. ()					

◎異動があった場合は、翌月10日までに提出してください。なお、異動前に提出する場合は、(イ)欄の徴収済みの最終月と徴収金額の記入誤りに注意してください。

1. 特別徴収継続の場合は、次の欄にも記入してください。

フリガナ	
新 し い 給 与 支 払 者 (特別徴収義務者)	(特別徴収義務者指定番号) (法人番号)
所 在 地 または 住 所	〒 - 電話 () -
業 種	
新勤務先へは月割額 _____ 円を _____ 月分から徴収し 納入するよう連絡済みです。	
新しい受給者番号	(必要な場合のみ記入)

2. 給与の支払を受けなくなった後の月割額(未徴収税額)を一括徴収する場合は、次の欄にも記入してください。

一 括 徴 収 の 理 由	1. 異動が令和 年12月31日までで、申出があったため(月 日申出) 2. 異動が令和 年1月1日以後で、特別徴収の継続の申出がないため
徴 収 予 定 年 月 日	徴収予定額合計(上記(ウ)と同額)
徴 収 税 額 は _____ 月分で納入します。 (月 日納期限分)	

3. 普通徴収の場合は、次の欄にも記入してください。

一括徴収しない場合、次のいずれかを選択してください。
1. 異動が令和7年12月31日までで、一括徴収の申出がないため
2. 令和 年5月31日までに支払われるべき給与または退職手当等の額が未徴収税額以下であるため
3. 死亡による退職であるため

※受け付けした控えが必要な場合は、届出書のコピー及び切手を貼った封筒を同封してください。

※退職者の残税額についてはできるかぎり一括徴収するようにご協力ください。

令和7年度 市民税・県民税・森林環境税 給与支払報告書 特別徴収 に係る給与所得者異動届出書

処理事項	1.現年度	2.新年度	3.両年度
特別徴収義務者 指 定 番 号			
宛 名 番 号			
この届出書 に 応 答 さ れ る か た	係・氏名		
	電 話	() -	

青 森 市 長 宛	所在地または住所	〒 -										
令和 年 月 日提出	名称または氏名											
給 与 所 得 者	法人番号または 個人番号(右つめ)											
フリガナ	(ア)	(イ)	(ウ)	異 動	異 動	異 動	異 動	異 動	異 動	異 動	異 動	
氏 名	特別徴収税額 (年 税 額)	徴 収 済 額	未徴収税額 (ア) - (イ)	年 月 日	理 由	理 由	理 由	理 由	理 由	理 由	理 由	
生年月日	円	月分から 月分まで	円	令 和	1. 退 職	※1～6に該当しない 場合は、7に具体的 な理由をお書きくださ い。	1. 特別徴収継続	1 欄に記入 (残税額を新しい勤務先で継続し て徴収する場合)	2. 一 括 徴 収	2 欄に記入 (給与支払者が、残税額を退職時 に一括して徴収し納入する場合)	3. 普 通 徴 収	3 欄に記入 (残税額は本人が納付書により納 付する場合)
個人番号		円		年	2. 転 勤	本人からの申出や 事業所が税額を徴収 していなかったなどの 理由によって普通徴 収へ切り替えることは できません。						
1 月 1 日 現在の住所				月	3. 休 職							
異 動 後 の 現 住 所				日	4. 長期欠勤							
					5. 死 亡							
					6. 閉 鎖							
					7. ()							

◎異動があった場合は、翌月10日までに提出してください。なお、異動前に提出する場合は、(イ)欄の徴収済みの最終月と徴収金額の記入誤りに注意してください。

1. 特別徴収継続の場合は、次の欄にも記入してください。

フ リ ガ ナ	
新 し い 給 与 支 払 者 (特別徴収義務者)	(特別徴収義務者指定番号) (法人番号)
所 在 地 ま た は 住 所	〒 - 電話 () -
業 種	
新勤務先へは月割額 円を 月分から徴収し 納入するよう連絡済みです。	
新しい受給者番号	(必要な場合のみ記入)

2. 給与の支払を受けなくなった後の月割額(未徴収税額)を一括徴収する場合は、次の欄にも記入してください。

一 括 徴 収 の 理 由	1. 異動が令和7年12月31日までで、申出があったため(月 日申出) 2. 異動が令和8年1月1日以後で、特別徴収の継続の申出がないため		
徴 収 予 定 年 月 日	徴 収 予 定 額	徴 収 予 定 額 合 計 (上 記 (ウ) と 同 額)	徴収税額は 月分で納入します。 (月 日納期限分)
・ ・	円	円	

3. 普通徴収の場合は、次の欄にも記入してください。

一括徴収しない場合、次のいずれかを選択してください。
1. 異動が令和7年12月31日までで、一括徴収の申出がないため
2. 令和8年5月31日までに支払われるべき給与または退職手当等の額が未徴収税額以下であるため
3. 死亡による退職であるため

※受け付けした控えが必要な場合は、届出書のコピー及び切手を貼った封筒を同封してください。

必ず右つめで記入してください。

特別徴収義務者の所在地・名称変更届出書

◎変更があった場合は、すみやかに提出してください。

青森市長宛	給与支払者 (特別徴収義務者)	所在地	〒										特別徴収義務者 指 定 番 号							
		フリガナ											連絡者の氏名 及び所属課・ 係名並びに 電話番号	課 係						
		氏名												氏名						
		法人番号 (法人の場合のみ記入)												電話	() 内線 ()					
令和 年 月 日提出		代表者の 職 氏 名																		

[illegible]

ご注意

○所在地・名称・関係書類の送付先には誤読を避けるために必ずフリガナを振ってください。

○特別徴収義務者指定番号は右づめでご記入ください。

○青森市内に事業所のある法人は、「法人の設立及び異動に関する届出書」も併せて提出してください。

※受け付けした控えが必要な場合は、届出書のコピー及び切手を貼った封筒を同封してください。

特別徴収への切替依頼書

青森市長宛 令和 年 月 日提出	給（特別徴収義務者）与（特別徴収義務者）	所在地は住所	〒										特別徴収義務者 指 定 番 号							
		フリガナ											連絡者の氏名 及び所属課・ 係名並びに 電 話 番 号	課 係						
		名称は氏名												氏 名						
		法人番号 （法人の場合のみ記入）												電 話	（ ） ー 内線（ ）					

給（特別徴収所得者）与（特別徴収所得者）	フリガナ											納税通知書番号						
	氏 名																	
	個人番号											年 税 額	納 付 税 額	未 納 付 額 （特別徴収税額）				
	新しい受給者番号	（必要な場合のみ記入）																
	生 年 月 日	昭和・平成	年 月 日															
	1月1日現在の住 所	青森市																
	現 住 所																	
異 動 年 月 日	令和	年 月 日								①	期から 期まで	③（①－②）						
												円	円	円				
												特 別 徴 収 開 始 月	月分から 給与計算締切日（ 月 日 ）					

注 意 事 項

◎二重納付防止のため、ご本人あてに送付された市民税・県民税・森林環境税税額納付書兼領収済通知書のうち、納期限が未到来の納付書を必ず添付してください。
（納期限が過ぎたものは納付していただき、その領収書のコピーを添付してください。）

注1 納税通知書の納期限が過ぎたものや既に納付済のもの、過年度該当分は特別徴収へ切替できません。
注2 給与所得以外の所得のあるかたについては、③の未納付額（特別徴収税額）を全額特別徴収に切替できない場合があります。
注3 特別徴収への切替は、普通徴収の納期限が1月末までのものとさせていただきます。
注4 変更通知書は当市受付の翌月中旬までにお送りします。特別徴収開始月は、変更通知書の送付日と貴事業所の給与計算の締切日を考慮して記入してください。

※受け付けた控えが必要な場合は、依頼書のコピー及び切手を貼った封筒を同封してください。

右づめで記入してください。